

令和7年度那須塩原市空き家対策に係る地域おこし協力隊伴走サポート業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度那須塩原市空き家対策に係る地域おこし協力隊伴走サポート業務委託

2 業務の目的

本市では総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用して地域外人材を登用し、地域力の維持・強化を図る。

本業務は、空き家等に関する専門的な知見及びノウハウを有する事業者が本市の「空き家対策を担う地域おこし協力隊（空き家コーディネーター）（以下「協力隊」という。）」の活動を支援することにより、協力隊員の活動成果の向上に寄与することを目的とする。

3 履行期間

令和7年11月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで。

ただし、協力隊員が令和7年11月1日（土）に着任しない場合は、協力隊員着任月の翌月の初日から履行開始とし、協力隊員が月の途中で退任する場合は、その月の前月末日までを履行期間とする。

4 業務内容

本市が任用する協力隊の活動において必要な助言や提案を行うなど、活動を推進するために有効な伴走支援を行う。

なお、本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、最小限必要な事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

(1) 協力隊員の活動の進捗管業務

現地面談またはオンライン面談を通じて、協力隊員の活動状況を把握し、月1回市に報告すること。

(2) 日々の相談対応業務

①協力隊員及び本市からの相談に対応する窓口を設置し相談対応が円滑に実施できる体制を確保すること。

②相談内容及びその対応方法、相談時間等を取りまとめ、月1回、市に報告すること。また、適時、協力隊員の状況を確認し、市に報告すること。

(3) 空き家相談員育成業務

空き家に関する知識を習得するための講座を提供し、空き家の相談対応等に必要な基礎知識の向上を図ること。

(4) 情報発信支援業務

①那須塩原市空き家バンクサイトやSNS等で空き家に関する情報を効果的に発信できるよう、その方法等について助言・提案を行うなど、伴走支援をすること。

②効果的に情報を発信できるよう、その方法や発信先を提案し、市にもその情報を共有の上、発信させること。

(5) 空き家の掘り起こしに係る活動支援業務

- ①空き家に関するセミナー等の企画・運営、資料作成について助言・提案を行うなど、伴走支援をすること。
- ②市内の空き家情報の調査について、手法等を助言・提案し、伴走支援を行うこと。
- ③地域のキーマンとの関係強化、宅建業者等との連携を図りやすくするための伴走支援を行うこと。

- (6) その他本業務の達成に必要な業務
その他、本業務を推進するにあたり効果的な提案をすること。

【参考】空き家地域おこし協力隊の主な活動内容

- 1 空き家の利活用促進に係る活動
 - ・空き家バンク及び SNS 等を活用した情報発信
 - ・空き家の所有者及び利用希望者からの相談対応
 - ・宅建業者等の地域事業者と連携したマッチング支援 など
- 2 空き家の掘り起こしに係る活動
 - ・市内の空き家情報の調査と地域のキーマンとの関係強化
 - ・空き家所有者向けセミナー等の企画、運営
 - ・空き家相談窓口の広報
 - ・宅建協会や司法書士会等との連携体制構築 など
- 3 その他の付随する活動
 - ・地域行事やコミュニティ活動への参加
 - ・毎月の活動報告書の提出、研修会等への参加 など

5 成果品

- (1) 業務委託月次報告書(様式は任意)
月毎に業務報告を提出すること。
- (2) 業務委託実績報告書(様式は任意)
委託期間における業務委託実績報告を提出すること。
- (3) 業務で作成した資料一式

※紙媒体及び電子データを提出すること。

※提出後に、不備等が発見された場合は、受託者の責任において訂正すること。

6 成果品の納入場所

成果品の納入場所は次のとおりとする。

那須塩原市 建設部 都市計画課住宅政策係
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

7 一般事項

- (1) 関係法令等の遵守
受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、通知、通達などの法令等を遵守しなければならない。
- (2) 機密の保持
受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、本業務期間中及び本業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 資料収集及び貸与

本業務の遂行上必要な資料収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものとし、本市から貸与する業務に必要な資料及びデータは、業務完了時に本市の指示に従って全て廃棄または返却するものとする。

(4) 業務作業計画

受注者は、本業務着手前に業務工程表及び実施計画書を作成し、本市に提出しなければならない。

また、これを変更する場合には、本市と協議を行い、承諾を受けなければならない。

(5) 業務責任者

受注者は、本業務を遂行するに当たり、業務責任者を定め、業務全般の管理及び統括を行うものとする。

(6) 成果品の審査

受注者は、本業務完了時に本市検査職員の成果品審査を受けなければならない。成果品審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

なお、引き渡し後であっても、業務の瑕疵が発見された場合は、受注者は成果品又は業務の履行に関して、無償で当該瑕疵について修補又は是正をしなければならない。

(7) 権利業務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承させたり、本市が貸与したデータを第三者に売却、貸与若しくは抵当権その他の担保等に供したりしてはならない。

本業務により得られた成果品及び権利は、全て本市に帰属するものとする。

8 その他の事項

(1) 本業務の実施に当たっては、必要に応じて適宜打合せを行うものとする。

(2) 本仕様書に明示していない事項については、別途本市と協議をするものとする。

以上